

居住制限区域（浪江町）から避難した被相続人並びにその弟、妻、子、子の配偶者及び孫の日常生活阻害慰謝料（増額分）として、被相続人については平成23年3月分から平成27年10月分まで腎機能の悪化の程度や要介護の度合いに応じて月額3万円、6万円又は10万円（ただし既払い金112万円を除く。）が、被相続人の妻については、上記被相続人を介護したことを理由として被相続人と同期間について同額（ただし既払い金56万円を除く。）が、被相続人の弟については、上記被相続人を介護したことを理由として平成25年8月分から平成27年10月分まで月額3万円が、被相続人の子、その配偶者及び孫については、家族別離を理由として、平成23年4月から平成25年9月までそれぞれに対し月額3万円が、賠償された事例。

和解契約書（全部）

原子力損害賠償紛争解決センター平成〇〇年（東）第〇号事件（以下「本件」という。）について、申立人X1、同X2、同X3、同X4、同X5（以下「申立人ら」という。）と被申立人東京電力ホールディングス株式会社（以下「被申立人」という。）は、次のとおり和解する。

1 表明及び保証

申立人らは、被申立人に対し、次の事項を表明し保証する。

- (1) 亡A（以下「被相続人」という）が平成27年10月〇日に死亡し、申立人X1及び同X4が、被相続人の被申立人に対する損害賠償請求権を承継したこと
- (2) 申立人らの知る限り、申立人X1及び同X4が被相続人の全相続人であること

2 和解の範囲

申立人らと被申立人は、本件に関し、別紙記載の損害項目及び期間について和解することとし、それ以外の点については、本和解の効力が及ばないことを相互に確認する。

3 和解金

被申立人は、申立人らに対し、前項記載の損害項目及び期間に対する和解金として、金1193万9800円の支払義務があることを認める。

4 支払方法

（省略）

5 清算条項

申立人らと被申立人は、第2項記載の損害項目について、以下の点を相互に確認する。

- (1) 本和解に定める金額を超える部分につき、本和解の効力が及ばず、申立人らが被申立人に対して別途損害賠償請求することを妨げない。
- (2) 本和解に定める金額に係る遅延損害金につき、申立人らは被申立人に対して別途請求しない。

6 手続費用

本件に関する手続費用は、各自の負担とする。

本和解の成立を証するため、本和解契約書を2通作成し、申立人ら及び被申立人が署名（記名）押印の上、申立人らが1通、被申立人が1通を保有するものとする。また、被申立人は、本和解契約書の写し1通を、原子力損害賠償紛争解決センターに交付する。

平成31年2月5日

（仲介委員 永山在浩）

別紙

	損害項目	算定期間	認定損害額	備考
1	精神的損害（亡Aの増額分のうち、X1相続分）	自 平成23年3月11日	945,000	
	精神的損害（亡Aの増額分のうち、X4相続分）	至 平成27年10月25日	945,000	
2	精神的損害（X1の増額分）	自 平成23年3月11日 至 平成27年10月25日	2,450,000	
3	精神的損害（X2の増額分）	自 平成25年8月27日 至 平成27年10月25日	810,000	
4	精神的損害（X3の増額分）	自 平成23年4月11日 至 平成25年9月末日	900,000	
5	精神的損害（X4の増額分）	自 平成23年4月11日 至 平成25年9月末日	900,000	
6	精神的損害（X5の増額分）	自 平成23年4月11日 至 平成25年9月末日	900,000	
7	リフォーム費用		4,089,800	平成30年11月29日付け第2主張書面における被申立人自認額
	合計		11,939,800	